

Title	ネルー政権のチベット政策と対中関係
Sub Title	India's Tibet policy and relations with China in the Nehru years
Author	藤岡, 友理(Fujioka, Yuri)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2021
Jtitle	慶應義塾大学大学院法学研究科論文集 (Proceedings of Keio University Graduate School of Law Studies in Law and Politics). No.61 (2021.) ,p.195- 236
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069591-00000061-0195

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ネルー政権のチベット政策と対中関係

藤岡友理

序論

- 一 チベット政策の歴史的経緯
 - 二 チベット政策の転換
 - 三 チベット動乱への対応
- 結論

序論

インド北部のダラムサラには、チベット亡命政府（中央チベット亡命政権、CTA：Central Tibetan Administration）がある。一九五九年三月、ラサにおいて起こった動乱による混乱から逃れてきたダライ・ラマ一四世の一行が、インド政府によって庇護を与えられた。それ以来、印中間にはチベットをめぐる確執が依然として存在している。

ジャワハルラル・ネルー (Jawaharlal Nehru) を首相とする当時のインド政府は、対中友好関係重視の方針を維持していた。共産党政権の中国が誕生して以来、国境問題をめぐる対立の表面化を避けることを第一優先とし、対中友好とも受け取られるような政策を展開した。それを象徴するのが、一九五四年の「平和共存五原則」の提唱、五五年のバンドン会議への北京政府の招聘であった。その一方で、こうした対中友好方針の追求のために、英領時代から歴史の紐帯を持つチベットを軽視していた。一九五四年、平和共存五原則を謳った印中協定において、イギリスから引き継いだチベット権益を放棄し、中国の対蔵主権を承認したのである。

しかし、一九五九年、ネルー政権はダライ・ラマ一四世の亡命受け入れに踏み切った。これ以降、印中関係は急速に悪化していった。受け入れを行った同年に国境問題をめぐる対立が深刻化し、一九六二年には印中国境紛争が発生するに至った。ダライ・ラマ一四世の亡命受け入れは同紛争の遠因となったのである。このように印中関係の悪化を引きかねないことは十分に推測できたはずであろう。それにもかかわらず、なぜネルー政権はダライ・ラマ一四世の亡命を受け入れたのだろうか。

当該期インドのチベット政策に関しては、マックススウェルの印中国境紛争に関する研究で論じられている。⁽¹⁾ただし、チベット問題は国境紛争の直接的原因ではないことから、それは概ね二次的に扱われており、一九五四年の印中協定以降については詳細に描かれていない。同じテーマを扱ったリウの研究も印中の関係悪化の局面としてチベットをめぐる両者の相剋を取り上げているが、ダライ・ラマ一四世の亡命受け入れの時期の叙述においては、アメリカのチベット反乱支援による印中関係悪化と冷戦構造の関連に焦点を当てており、インド政府の対応については十分に考察していない。⁽²⁾印中間の対立におけるチベット問題について取り上げたノルブの研究も、当該期のインドのチベット政策に関しては、印中協定までの文脈を重点的に扱っており、ダライ・ラマ一四世の受け入れについてまでは考察が及んでいない。⁽³⁾

インドのチベット政策は、チベットにより焦点を当てている研究において多分に扱われている。例えば、クナウスによるCIAのチベット反乱への関与について扱う研究や、シャーキヤによるチベット史の研究が挙げられる。⁽⁴⁾ 前者は、ダライ・ラマ一四世の受け入れに関しては無条件の対応であったと記述し、またネルーのチベットに対する同情心について触れている。⁽⁶⁾ 後者は、一九五〇年代のネルー政権が対中関係を重視してきたことを強調している。また、ダライ・ラマ一四世の受け入れについては、前者と同様に躊躇なしに亡命を受け入れたとの言及をしており、ネルー政権には政治的庇護の付与に関しては中国政府の了承を得られるはずとの観測があった点について触れている。⁽⁷⁾ ただし、いずれも、ネルー政権のチベット政策が検討対象ではないため、受け入れの動機については深く検討していない。

より限定的にインドのチベット政策に焦点を当てているものとして落合の研究が挙げられる。⁽⁸⁾ 同研究は、インドのチベット政策についてイギリス統治時代から扱い、複数の協定や条約における印中間の交渉の過程、チベットをめぐる国内の世論やダライ・ラマ一四世亡命後の印中関係の変容を詳細に論じている。当時においては、ネルーが依然として対中関係を重視しており、そのためにダライ・ラマ一四世の亡命について冷淡に取り扱おうとしていた点、それに対して亡命受け入れ前後においてインドの国内世論がチベット情勢に同情しており、それまでのネルー政権のチベット政策に批判的であった点を強調している。⁽⁹⁾ しかし、インドのチベット政策について体系的に論じておらず、ダライ・ラマ一四世の受け入れ動機に関する分析は十分でない。

以上に挙げた先行研究で概ね一致しているのは、ネルー政権が対中友好方針のためにチベットを軽視してきた一方で、ダライ・ラマ一四世の亡命受け入れについては対中友好を一時的に度外視して対応したように描いている点である。しかし、なぜ重視してきた対中関係におけるリスクを背負ってまで、亡命受け入れに踏み切るに至ったのかは明らかでない。同時期に、国境問題をめぐる印中対立が深刻化し始めたことも考慮に入れなければならない。そこで、本論文では、一九五〇年代のネルー政権のチベット政策を歴史的に考察し、その際に、同政権のチベット観に注目し

ながら、ダライ・ラマ一四世の受け入れについて論考を進める。

第一章では、インドのチベット政策の歴史的経緯を扱う。イギリス統治時代におけるチベット政策、新生インドによるチベット政策の継承について論じ、伝統的な印藏関係がいかなるものだったか明らかにする。第二章では、ネルー政権の対中政策について踏まえた上で、同政権が従来のチベット政策の方針を転換した経緯に関して論じ、その文脈においてネルーがチベット自治をどのように捉えていたのか考察する。第三章では、チベット動乱以降のネルー政権のチベット政策を中心に論じる。ネルーがチベット人による自治擁護を求める声に対していかなる対応をとったのか論じた上で、一九五九年のラサ蜂起以降の文脈について扱い、ダライ・ラマ一四世の亡命をめぐるネルー政権の意向に関して考察する。

一 チベット政策の歴史的経緯

(一) イギリス統治時代のチベット政策

インドのチベット政策の起源は英領時代に遡る。東インド会社がベンガル一帯を支配下に置いた一八世紀後半、イギリスはチベットとの貿易関係の構築のため使節団を派遣し、清を介するチベットとの交流を開始した⁽¹⁾。以降、イギリスは通商路の拡大を追求して約一世紀以上にわたってチベットに関する交渉を清と行う。一八七六年に締結された芝罘条約（チーフ条約）では、イギリスが清を介してチベットに使節団を送ることが承認された。これを皮切りに、一八九〇年に「シッキム及びチベットに関する英中間の条約」、九三年に「シッキム及びチベットに関する一八九〇年の英中間の条約」に増補されるべき貿易と公的通信と遊牧に関する条約」といった商業的機会に関する諸条約を次々と

締結していった。⁽¹²⁾

チベットに関する交渉は清と行うことが原則とされていたが、一九〇〇年代以降、イギリスは清を介さず、チベットに対して直接交渉を持ち込むようになっていく。その要因として挙げられるのは、清の制御能力に対する信頼性の低下と英領インドの安全保障上の懸念である。一九〇二年、前述した一八九三年に締結された条約の取り決めに破り、チベット商人がイギリスの保護国シツキムの土地に侵入する事件が発生し、清が条約履行についてチベットに対する監督的役割を果たせないことが明らかになった。⁽¹³⁾ また同時期に、ダライ・ラマ一三世がロシアと秘密裏に軍事協定を締結したという噂が流布した。⁽¹⁴⁾ 当時ロシアと中央アジアの覇権をめぐる「グレート・ゲーム」を展開していたイギリスは、ロシアの南下に対する警戒から、インド北西についてはアフガニスタンを一八七九年に併合する一方、インド北東のチベットに関してはコストの観点から保護国化せず、清の制御能力に期待していたが、このチベットの対露接近の噂により、英領インドへのロシア勢力の伸長が一層危惧されるようになったのである。特にそれを脅威とみなしたのは、現地のインド政庁であった。そこで、総督カーゾン卿 (Lord Curzon) を筆頭としたインド政庁は、チベットに対する政治的影響力の拡大を試みた。

かくしてヤングハズバンド使節団が組織され、一九〇三年六月からチベット遠征が開始された。護衛団を伴う軍隊的な様相を帯びた同使節団は、チベット軍の抵抗を受けながら内地を前進してラサ入城を果たし、翌年九月にチベット政府代表との間にイギリス・チベット協定 (ラサ協定) を締結した。この協定において、英清間の一八九〇年条約の遵守、一八九三年条約の修正に関する交渉を約したほか、チベットのヤートン、ギャンツェ、ガルトク各地において通商機関が設置されることとなった。また、イギリスは、使節団が攻撃を受けたことに関して、チベットに賠償金の支払いを求め、チュンビ溪谷の占領をその支払いの担保とした。⁽¹⁵⁾

同時に、イギリスは、この協定に対する清の賛同を求めるための条約を準備し、清に批准を依頼した。しかし、清

はこれを拒否した。問題だったのは、同協定第九条に記されたイギリスの同意なしでチベットの領土を割譲することを禁止した規定において、割譲禁止の対象を「いかなる外国」と表現し、この表現に清が含まれるように捉えられたことであった。⁽¹⁶⁾ 英清間での交渉が行われた結果、一九〇六年に締結された「チベットに関する英中協定」では、「いかなる外国」の対象からの清の除外が確認され、また、チベットに課した賠償金を清が肩代わりすることで妥結した。⁽¹⁷⁾ この交渉の際に、議論がまとまらなかった問題が、中国とチベットの法的関係であった。これに関する主張については、イギリスと中国で差異があり、前者は「宗主権 (suzerainty)」、後者は「主権 (sovereignty)」と論じた。そもそも、これに関しては、一八七六年の芝罘条約締結以降交わされた英清間の公式書簡においても、明確な定義がなされていない⁽¹⁸⁾。ただし、一九〇四年のラサ協定において、清は調印者がチベット政府であったことを重大な問題として捉えた。⁽¹⁹⁾ そこで清は、「主権」という語を用い、それがチベットに対する権利として公式に認められるべきとする主張をイギリスに対して展開し始めた。それまで曖昧にされていたチベットの法的地位の問題が明るみに出たのである。

イギリス側が用いた「宗主権」⁽²⁰⁾ という言葉は、定義しがたい曖昧な概念である。イギリスは、チベットを独立させる意思をもたなかったが、チベットに条約を守らせ、それと同時に、中国によるチベットの内政干渉を阻止することを目指していた。⁽²¹⁾ そこで、「宗主権」という「実体のないことば」を用いて、中蔵の関係を曖昧なものとして言い表そうとしたのである。⁽²²⁾ それに対して清が主張するようになった「主権」とは、イギリスが使う「宗主権」に對抗し、チベットが他国のものにならないよう、省と同等のものにするとした内容だった。⁽²³⁾ 一九〇七年、「グレート・ゲーム」の終焉を象徴した英露協商において、英露両国のチベット内政への不干渉が約束され、中国のチベットに対する「宗主権」が初めて公式文書の中で明記されたが、⁽²⁴⁾ 英清間では、この問題は棚上げのままであった。

この議論が再び行われたのは、一九一三年から始まったシムラ会議であった。それに至るまでの間、末期にあった

清は、チベットに対する支配の強化を試みていた。四川南辺務大臣の趙爾豊がチベット社会の近代化を標榜して一九〇八年以降チベットに侵攻し、これにより、ダライ・ラマ一三世がインド北東のダーズリンへ亡命する事態に至った。⁽²⁵⁾しかし、一九一一年の辛亥革命によって形勢が変わると、チベット軍が武力闘争を開始し、中国軍に対して優勢となった。一九一三年には、時機をみてラサに帰還したダライ・ラマ一三世が「五箇条宣言」においてチベットの独立を宣言したことを契機に、チベットによる独立闘争が活発化した。⁽²⁶⁾イギリス政府はこの事態に対し、一九一二年に北京駐在公使のジョン・ジョーダン (Sir John Jordan) を通じて中華民国政府に覚書五項目をつきつけ、中国のチベットに対する内政不干渉を要求していた。⁽²⁷⁾同時期にチベットから軍を引き揚げた中華民国政府は、この内政不干渉の要求に反発し、チベット問題の解決のため、イギリスとの会議の開催を提案した。

こうして一九一三年一月から開かれたシムラ会議では、チベット問題に関する議論、英領インドとチベット間の国境確定を目的としてイギリス、中国、チベットの三者の構成で行われた。しかし、チベットに対する主権の行使や行政管理を主張した中国と、主権を認めずチベットの完全な自治を求めたイギリスの間で議論は終始纏れ、最後にイギリスが提案した一か条のシムラ条約草案は仮調印されたものの、中国が規定内容を不服とし、承認を拒否する結果となった。⁽²⁸⁾そのため、一九一四年七月三日、イギリスとチベットの二者間のみで、のちにインドが東部国境に関してマクマホン・ラインの正当性を主張する根拠となるシムラ条約が調印された。この条約の第二条では、中国のチベットに対する「宗主権」を承認し、外チベットにおける自治権を容認するとされたほか、チベットは中国の省にならないことが記された。⁽²⁹⁾

中国が承認しなかったことからこの条約の効力には疑問があるが、イギリスはインド直接統治の期間に、中国の対蔵主権を認めないとする姿勢を変化させなかった。一九四三年に中華民国政府の外交部長の宋子文の訪英に備えて準備された覚書では、シムラ条約は批准されなかったが、イギリス政府は「チベットが中国の一部であることには賛同

できない」とし、また、チベットは三〇年以上にわたって実質的に独立的地位を享有しているという認識、それが引き続き保持されることを願う点について触れたほか、イギリス政府は中国の侵略に対しチベットの自治を支援するという趣旨のことについても言及していた。⁽³⁰⁾一九五〇年六月のイギリス議会において、実際に宋子文に手渡された覚書においても、イギリスが中国の対蔵宗主権を承認するには、前提として、中国がチベットの自治を認める必要があるとの見解が示されていたことが確認されている。⁽³¹⁾

以上に論じたように、イギリスはチベットから中国の影響力を排することを目的として、中国の対蔵主権を否定し、チベットの自治を擁護する姿勢を堅持していた。

（二）チベット政策の継承

一九四七年八月一五日、イギリス統治の終焉に伴い、ネルーを首相とした国民会議派の政権による新生インドが誕生した。同政権はイギリスの対チベット権益を継承した。チベットの三箇所に設置された通商機関を引き継ぎ、ラサにおけるイギリス政治代表部を改名したインド政治代表部を設置した。また、諸機関の防衛のための軍隊をチベット現地に駐留させたほか、施設間の郵便や電信業務を管理するレスト・ハウスを新たに設置し、英領時代の遺産を引き継いだ。また、権益だけでなく、チベット政策の方針をも継承していく。その姿勢を象徴したのが、一九五〇年初頭までラサにおける代表部の責任者として、インド人ではなく、英領時代から引き続きイギリス人のH・E・リチャードソン（H. E. Richardson）を起用したことであった。ラサの代表部における他の役人もそのまま継続的に任用された。⁽³²⁾英領時代と変わらない顔ぶれによって初期のインドのチベット政策は方向付けられ、チベットを独立的実体として扱うというイギリスと同様の方針が継続された。

この方針が初めに如実に現れたのが、一九四七年四月にニューデリーで開催されたアジア関係会議であった。この

際インド暫定政府は、中国とは別にチベット独自の代表団を招待し、中国からの批判を招いた。また、同年ラサのチベット政府に対し、それまで英蔵間で締結されてきた諸条約の継続的な尊重を保障し、二年後にはチベットの軍事援助計画を遂行するためにインド陸軍将校が派遣されることになった。⁽³³⁾ さらに、国民党政権から一九〇八年に締結されたチベットにおける通商規制に関する英清条約の停止を要請された際、ネルーは、インドとチベットの関係は、シムラ条約、及び同じく一九一四年に締結された英蔵通商章程によって規定されているとし、交渉に応じない姿勢をとつた。⁽³⁴⁾ 一九四九年六月にはラサにあった中華民国政府の代表部がチベットによって追放され、インドはチベットに政治代表部を設ける唯一の国となった。

それでは、独立インドもチベットから中国の影響力を排する意図をもっていたのだろうか。⁽³⁵⁾ 独立インドは、国境地帯のヒマラヤ諸国家に対する影響力の確保を試み、シッキムやブータンとそれぞれインド・シッキム条約（一九五〇年二月）、インド・ブータン条約（一九四九年八月）を結ぶことでインドによる外交指導を認めさせたほか、ネパールに対しても、平和友好条約および通商条約（一九五〇年七月）を締結し、密接な関係を構築した。⁽³⁶⁾ こうした動きは、共産党政権の中国によるチベット侵攻への動きに呼応してとられた戦略的措置だったとみられている。このような反応から、人民解放軍のチベット侵攻前の独立インドのチベット政策には、チベットから中国の影響力を遠ざけるという戦略的動機が含まれていたと考えることも不可能ではない。

ただし、当時のインドは対外政策の形成期にあり、経済政策を中心とする国内問題や隣国パキスタンとの間に勃発したカシミール紛争⁽³⁷⁾への対処に追われていた。そのため、イギリス統治時代のチベット政策を継承しつつも、対蔵関係を十分に再検討する余裕は無かったと推測される。現にネルーは、一九五九年四月のローク・サバー（下院）において、独立当初のときには、まだチベットに対する確たる方針を固めておらず、ラサの代表部の責任者として、ふさわしい人物をみつけることができなかつたために、英国人のリチャードソンを起用したと振り返っている。⁽³⁸⁾

こうして曖昧なままとなっていた対蔵関係は、中国共産党の台頭にもなって再考を迫られることとなった。

二 チベット政策の転換

(一) 対中友好方針とチベット自治擁護の困難性

インドの対外政策の策定については首相兼外相の地位についたネルーに一任された。ネルーは、独立インドの外交方針について、暫定政府時代に次のように表明した。「我々は可能な限り、グループを形成して互いにかみ合うパウリー・ポリテイクスから距離を取るつもりである。それは過去に世界大戦を引き起こす要因となったのだ。おそらく今度はより一層大規模な災難をもたらさだろう⁽³⁹⁾」。これが、俗に「非同盟 (non-alignment)」と呼ばれる当該期のインド外交の方針の原型となる初めの声明である。それは、国際秩序の二極化が進むなか、東西陣営のいずれにも加担せず「可能な限り全ての国と友好関係を結ぶ」方針であった⁽⁴⁰⁾。これにより、イデオロギー的には相容れない共産主義諸国を敬遠せず、むしろアジア地域に関しては共産主義勢力による独立闘争を支持する姿勢をとった。例えば、インドシナの独立闘争については、フランスを批判しており、ホーチミンに対する支持を表明していた⁽⁴¹⁾。こうした中立政策は、親共主義的として西側陣営諸国から懐疑的な目で見られるものであったが、冷戦の文脈において、イデオロギーによって対外政策が拘束されるのを回避し、それぞれの事態に応じて独自に対外行動を選択する余地を残すことが意図されていた⁽⁴²⁾。

インド独立から約二年後の一九四九年一〇月一日、毛沢東率いる中国共産党が中華人民共和国の建国を宣言し、隣国にイデオロギー的にインドと相容れない共産主義の政権が誕生することとなった。しかし、これについてネルーは、

早期に政府承認を行う意向を固めていた。同年一月二〇日における覚書においては、中華人民共和国政府の承認は共産主義者に対する支持の表明を意味するのではなく、それは、共産党政府が中国の中央政府になるという「政治的及び歴史的事実の承認にすぎない」との見解を示していた。⁽⁴³⁾その政府承認をめぐって、イギリス政府は、英連邦諸国の一体性維持のため承認の時期を合わせることを望み、翌年一月の英連邦諸国間会議後に承認を行うようインドに要請した。しかし、ネルー政権は、会議後に承認をするという行為は、「我々が独自の方針を持っておらず、他国の指図に追従することを意味する」との見方から、より早期における独自の承認に踏み切った。こうして、イギリスに先んじて、同年一月三〇日に中華人民共和国政府の政府承認を行った。承認のタイミングは中立国の中で二番目の早さであった。

以降、インドは北京政府⁽⁴⁵⁾との友好関係の構築を試み、対中宥和的とも受け取られる対外行動をとるようになる。独立直後での顕著な例は、朝鮮戦争期における調停活動だった。一九五〇年六月に同戦争が始まった際、ネルー政権は東西陣営のいずれにも加担しない中立の立場から調停役を積極的に買って出たが、その調停案は、西側陣営のアメリカ、イギリスの両政府に働きかけ、北京政府の国連代表権⁽⁴⁶⁾を実現し、東側と西側陣営間の対話を促すという内容だった。受け入れられるはずもないこの取り組みは案の定挫折に終わったが、同年九月に開かれた第五回国連総会において、北京政府の国連代表権の資格付与を求める決議案を提出した。また、国連総会における北京政府を「侵略者」として非難する決議が検討された際にも、決議案が採択されないよう西側諸国の説得に邁進した。⁽⁴⁷⁾

このような取り組みに続いてネルー政権は、一九五四年において北京政府と平和共存五原則を確認し、五五年のバンドン会議開催に際して同政府の代表団を招聘するなど、表向きには中国との蜜月関係を築いていった。ネルーにとって対中友好は、彼のアジア秩序観において重要な意味合いをもっていた。ネルー政権は一九四六年のアジア関係会議、四八年のインドネシアにおけるオランダ支配に関するニューデリー会議など、数々のアジア諸国からなる会議を

開催し、冷戦文脈におけるアジアの旧植民地諸国の連帯の必要性を謳ってきたが、ネルーは、中国とインドの友好に「アジアの未来、そして世界の命運もある程度かかっている」とし、印中の友好をアジアの平和の前提とする考えを明らかにしていた。⁽⁴⁸⁾

こうした対中友好政策は、ゴパールや広瀬の言葉を借りれば、「友好による封じ込め（a containment through friendship）」と形容されるネルー政権の戦略であったという。⁽⁴⁹⁾それは、表向きに印中の友好関係を規定することにより、中国がインドに対して敵対的姿勢をとることを難しくする狙いだった。⁽⁵⁰⁾印中間の対立の種は、国民党政権時代から既に論争となっていた国境問題であった。インド北方の国境線は確定されおらず、特にインド北西のアクサイチン地域は帰属、北東のマクマホン・ラインの正当性について印中両者の意見は二分していた。これに関し、ネルー政権は妥協しないという強固な姿勢をとっていた。実際に、ネルーは駐北京大使に対して、対中政策については『友好（friendliness）』と『断固（firmness）』を持ち合わせているべきである」と言及している。⁽⁵¹⁾このように、ネルー政権は、対中政策において、表面的な対立を避けるために「友好」の効力を信頼していたのであった。

新たに誕生した共産党政権は、一九五〇年一月一日に、同年中におけるチベット解放を人民解放軍の基本的課題とする声明を発表した。⁽⁵²⁾ネルー政権は、遠くない将来に中国がチベットに勢力を広げることを見通していた。一九四九年一二月、ネルーは政府高官宛の書簡で、「チベットが自律的であり続け、引き続き我々との直接交渉を行うことを強く求めている」と論じる一方で、「我々は決して、チベットの趨勢を変容させるほどの実際的な影響力をもたらし得ない。そのため、手段をとる際は慎重であるべきであり、我々の能力を上回るような計画に足を突っ込むことがないようにしなければならない」と言及し、仮にそのような事態になったとしても、チベット情勢への関与については消極的姿勢をとらざるを得ないという意向を明らかにしていた。⁽⁵³⁾先述したように、当時のインドはカシミールの帰属をめぐるパキスタンと対立していたことから、軍事力をチベットのために割くことは現実的に困

難であった。⁽⁵⁴⁾

そこで、中国とチベット間による平和的和解を望み、双方に働きかけた。中国政府に対しては、駐北京インド大使の K・M・パニッカル (Kavalam Madhava Panikkar) に対し、中国にチベット侵攻を思いとどまるように伝えることを促していた。⁽⁵⁵⁾ また、チベット政府にも中国政府との対話を促した。一九五〇年九月にチベット政府からツェボン・シャカツパ (Tsepon W. D. Shakabpa) を代表とする使節団がネルーのもとを訪れた。その際、使節団は、チベットの宗教生活と独立的地位の維持に関してインド政府の支援を要求し、中国政府による一方的な議論を避けるために同政府との話し合いを北京ではなくデリーで開催することを希望していた。これに対しネルーは、インドは中国政府への友好的な助言をすることはできるが、中蔵関係に介入できる立場ではないことを述べ、また、デリーでの開催案を逆に中国側が拒否したならば、平和的和解の機会が失われてしまう恐れがあると論じ、チベット代表団到北京へ向かい中国政府と対話するよう助言した。⁽⁵⁷⁾

そのような取り組みも虚しく、一九五〇年一〇月七日、人民解放軍が「チベット平和解放 (Peaceful Liberation of Tibet)」を標榜し、チベットへの侵攻を開始した。インド政府はこの情報を察知してから複数回にわたって中国政府に対し抗議した。正確に人民解放軍の目的について把握した同月二五日には、中国によるチベット侵攻は「中国のためにも平和のためにもならない」と深い遺憾の念を示し、中蔵間問題の解決は、「平和的手段」によって図られるべきであったと落胆を表したか、⁽⁵⁹⁾ 非妥協的な中国政府に影響を及ぼすことはできなかった。

この事態に際して、インド政府内でも対中友好路線の変更を訴える声が上がった。その主唱者は、内務大臣兼副首相のヴァツラババーイー・パテル (Sardar Vallabhbhai Patel) であった。パテルは、一月七日にネルーに宛てた書簡において、「この事態における悲劇は、チベット人が我々を信用し、我々に導かれることを望んでいたにもかかわらず、我々が彼らを中国の外交や悪意の網目から解放できなかったことだ」と論じた。⁽⁶⁰⁾ その上で、共産主義者は帝

国主義者と変わらなく、「前者はイデオロギーという仮面を持つ点で後者より十倍以上危険である」との対中脅威の見方を示し、チベット侵攻を受けて新局面を迎えたインドの北方の防衛体制の強化、当時展開していた北京政府の国連参加支持の取り組みに関する再考を促した。⁽⁶²⁾

しかしネルー政権は、対中強硬路線に傾かなかつた。アメリカ駐印大使であったロイ・ヘンダーソン (Roy Wesley Henderson) がチベット情勢について、アメリカはインドが求める最大の支援を行い得ると仄めかしたが、外務省総務次官のギリジャ・バジパイ (Girija Shankar Bajpai) は、アメリカがチベット情勢に大幅に関与すれば、大国がチベットを狙っているとの非難を中国政府から浴びることになるとの見解により、支援を依頼しなかつた。⁽⁶³⁾ また、同年一月にチベット政府が国連に対して中国による侵攻を訴え独立的地位を唱えた際に、これを支持しなかつた。一月二四日にチベット政府が国連事務総長宛の請願電報を送ったことを受け、総会的一般委員会において、チベット問題を総会の議題に追加するか否か議論がなされたが、イギリス代表が中蔵間での平和的解決の可能性を考慮して議題の審議を延期する案を出した際、インドもこれに賛成を示した。⁽⁶⁴⁾ この問題が浮上した当初は、政権内でも、印中関係への影響を度外視し、チベット問題を看過すべきでないという意見が優勢であったが、同時期の朝鮮戦争における中国と西側諸国間の調停活動が優先事項となり、その挫折を回避するため中国政府の神経を逆撫でするような行動をとるべきではないとの考えが強くなったのである。⁽⁶⁷⁾ 結果的に、イギリス案が全会一致で可決し、チベット問題の審議は延期となった。

一九五一年五月、中国とチベットの間で十七か条協定が締結された。この協定によって、チベットが中国に編入されるとされたほか、チベットの外交、政治、軍事的権限が接收され、チベット現地に人民解放軍が進駐することとなった。この協定の締結が印蔵関係における画期ともなった。

(二) チベット政策の転換

十七か条協定が締結された直後、外務省総務次官のバジパイは駐印アメリカ大使のヘンダーソンに対し、インドは「イギリスの政策を継承したがチベットをロシアや中国に対する緩衝地帯とする気はもともとなかった」とし、「現在の中国政府がチベットを掌握することは必至であったため、これに対しインド政府ができることはなかった」と語ったという。⁶⁸このように、ネルー政権は十七か条協定に対して反論しない態度を示したのである。

中蔵関係の変容によって、インドはチベット政策の再考を迫られた。政治性の高かったラサのインド代表部は、それまで中国と切り離されて設置されていたが、一九五二年九月に「総領事館」として北京駐在のインド大使館の管理下におかれることとなった。⁶⁹

ネルー政権は通商機関等の権益については早々に諦めたわけではなかった。しかし、周恩来からインド政府の有するチベット権益はイギリス帝国主義の産物であるため、新しい中国と新しいインドとの間でチベットをめぐる関係性を再構築する必要性を訴えられたという。⁷⁰朝鮮戦争の休戦後、中国はチベットにおけるインドの護衛隊の新規派遣に反対するなど、態度をますます硬化させ、さらには、チベット西部を移動していたインドの貿易代理人を拘束し、無線電子機のセットを没収するという事件まで起こした。⁷¹これを機にネルー政権はインドのチベット権益とインドとチベット間の境界の問題に関する交渉を中国政府に対して持ちかけた。そこで、一九五三年一二月から、印中間の交渉が開始された。

こうして一九五四年四月に「中国のチベット地方とインド貿易と交通に関する中国・インド協定」(以下、平和共存五原則協定)が締結された。この協定においてインドは、チベットに駐在させていた護衛隊の完全撤退やレスト・ハウスの引き渡し等に合意し、イギリスから継承したチベット権益を放棄した。

特筆すべきは、この協定がネルー政権によって国境確定協定とみなされていたことである。ネルー政権はパニッカルの意見を採用し、印中間の交渉において国境線の問題を一切持ち出さない方針をとった。⁽⁷²⁾そして、実際に、交渉では印中国境の議論は行われなまま終了した。これにより、ネルー政権は、中国側がインドとの国境を黙認したと捉えた。⁽⁷³⁾言い換えれば、ネルー政権にとって、チベット権益の放棄とは、中国からの国境確定の承認を得るための譲歩だったのである。⁽⁷⁴⁾

一九五二年におけるネルーのチベット方針に関する言及には、チベットにおけるインドの利益に関するネルー政権の考えを汲み取ることができる。当時、ネルーは、チベット政策の方針とは、「中国の宗主権下にチベットを認め、それを条件に、我々自身のチベットにおける利益を守ることであり」と述べ、その一方で、チベットの内事の問題や中蔵関係への不干渉の姿勢を示していた。⁽⁷⁵⁾注目すべきは、この中で触れられた守るべき「チベットにおけるインドの利益」とは「限定的であり、主にチベットとインド間の国境のことである」との文言である。⁽⁷⁶⁾つまり、チベットに関しては、印中間で論争になっていた東部国境（マクマホン・ライン）を守るこそが、当時のネルー政権の主要な関心だったのだ。

国境線の承認を優先とする姿勢は、チベットの法的地位をめぐる問題においても変わらなかった。当初ネルー政権は「主権」を認めず、チベットを独立の実体として扱うイギリスの方針を維持していたが、⁽⁷⁷⁾中国政府から「主権」の承認を求められた。これに関しても、譲歩の一環として応じたのである。こうして、ネルー政権はチベットを「中国のチベット地方」と呼ぶことにより、中国の対蔵「主権」を明確に認めてしまった。

ネルーは議会での演説において、中国の対蔵主権の容認について、過去を再解釈しながら次のように論じた。

私の認識では、過去の数百年の間に、中国の主権が——もしくは宗主権と言う方が好まれるかもしれないが

——、他国による挑戦を受けた時など無い。時の中国政府が弱かろうが強かろうが、いかなる時も中国はこの対蔵主権を維持し続けていた。たしかに、この主権は、中国政府が弱い時には大いに行使されなかった。だが、中国政府が強い時には行使されたのである。そして、常にチベットには大幅な自治があった。そのため、中国側からすれば、チベット問題に対する理論上のアプローチにおいて大きな変更はないのだ。二〇〇年あるいは三〇〇年の間、変わらないのである。チベットとより密接な関係を築いていた唯一の国がインド、いわゆる当時の英領インドである。イギリスの方針はチベットに対していくらか影響力をもつことであつたが、その当時でさえ、彼らは、中国の対蔵主権を否定したことはなかった。「……だから、我々がこの協定で成したことは、全くもって新しいことの承認ではない。単に、我々が以前から言っていたこと、また、今日において、歴史的事情、実質的状况の双方から必然的に得られることを繰り返したにすぎないのだ。」⁽⁷⁸⁾

この内容に基づけば、(一)「宗主権」と「主権」の用語に差異はない、(二)常に中国の対蔵主権は存在していた、(三)共産党政権は「強い」中国政府であり、それゆえに当時はチベットに対する「主権」が明確に行使されている状態にあたる、というのがネルー政権の見解であつた。こうして、チベットを独立的実体として扱うことでその自律性を擁護してきた従来の方針は葬り去られた。ネルー政権はチベットの自律性の程度よりも自国の主張する国境線の承認を優先したのである。

そして協定の前文には、平和共存五原則(一、領土保全と主権の相互尊重、二、相互不可侵、三、相互内政不干渉、四、平等・互恵、五、平和共存)が盛り込まれた。これに基づく印中友好関係の維持が二国の共通利益として位置づけられ、対中友好方針が確固たるものとなった。

ただし、ネルー政権は端からチベット自治を全く無視するつもりではなかった。一九五〇年一月にネルーはパニ

ツカルに対し、「『主権』と『宗主権』という語の使用に関する問題はやや理論的である。[...]言葉は重要でない。我々が重要視するのはチベットの自治である」と述べ、チベット自治に重きを置く意向を示していた。⁽⁷⁹⁾同様に、同年一月七日のローク・サバーでは、中国政府が「チベットに対し宗主権を持つていようと、主権を持つていようと、[...]チベットの処遇を最後に決めるのはチベット人の声であるべきである」との見解を述べていたのである。⁽⁸⁰⁾

このような文言や発言から、「チベット自治は守られるべき」とするネルーの信念が窺える。また、ネルーは本心において、チベットの自律性が中国政府による強大な影響力を受けることについては危惧していたのではないだろうか。上記のローク・サバーの議論で、チベットが「我が国と中国の緩衝国家であるべき」であり、「中国の支配下に置かれるべきではない」と議員が主張したことについて、ネルーは、「それは彼の望みであり、私の望みであるかもしれないが」というように言葉をつまらせる場面があったのである。⁽⁸¹⁾ここにチベットが中国の支配下に置かれることに対するネルーの懸念が現れているように捉えられる。しかし、チベット政府によって十七か条協定が調印された以上、チベットの処遇は同協定、また中国政府に委ねられる他ないと割り切ったのだといえよう。

ネルーは十七か条協定によってチベット自治が保証されるとの信条をもっていた。一九五九年三月のローク・サバーにおいてネルーは、「十七か条協定は基本的に、中国の広い傘のもとでチベットの自治、宗教や慣例等の維持を保障するための協定である」との認識を示している。⁽⁸²⁾実際、同協定では、チベットの中央に対し政治制度の変更を加えないとされたほか、宗教や風俗慣習、仏教寺院の保護が明記されていた。⁽⁸³⁾こうした条文がチベットの自治の維持を約束するものとみなしていたと考えられる。また、こうしたチベット自治の保障をめぐる認識は周恩来との会談によって強化された。一九五七年一月に訪印していた周恩来は、ネルーに対し、「チベットが中国の一部であることは事実だが、中国の省であったことはないため、自律的な特性を保った」との認識を示した。⁽⁸⁴⁾この周恩来による言質は一九五九年三月のネルーから政府高官に宛てた書簡に記されており、ネルーがそれを信頼していたことが窺える。

以上の考察から、ネルー政権をとつての真の理想とは、安全保障のために印中が友好的な関係にありながら、一方でチベットにおいて一定程度の自治があるという状態だったといえよう。十七か条協定によりチベット自治が保障されるとの認識や中国政府の言質への信頼により、対中友好方針の追求とチベット自治への一定程度の関心という二つの要素を調和することができていたのである。

三 チベット動乱への対応

(一) チベット自治擁護の声とネルーの静観

人民解放軍のチベット侵攻後、中国支配を恐れた元チベット政府の要人らがカリンポンを中心とするインドの北東部に多数逃れてきていた。ギャロ・トンドゥプ (Gyalo Thondup) もその一人だった。ダライ・ラマの兄であるトンドゥプは人民解放軍のチベット侵攻以前、南京へ留学した後、インドに赴いてインド政府やアメリカ政府とチベット政府の仲介を試みており、ネルーやパニッカルと接触していた。⁽⁸⁰⁾ 十七か条協定締結後、中国政府の傀儡になることを回避し、ダライ・ラマ一四世やチベット人の助けとなることを目的として一九五二年に再度インドへ渡った。そこで、チベットからの撤退について中国を説得してもらうよう要請するために、トルーマン大統領や、台湾の国民党政府の蔣介石宛に書簡を認めていた。こうした活動はインド政府の知るところとなり、シッキム政務官を通してネルーから政治活動の禁止を言い渡された。

しかし、一九五三年四月、ネルーはトンドゥプに対してインドの情報局と密接に接触し続けることを条件に、政治活動の禁止令を解いた。これを機にトンドゥプは、同様にインドへ逃れ、北東部のカリンポンにいたチベット人のシ

ヤカツバ⁽⁸⁷⁾、ケンチュン・ロブサン・ギャルツェン (Khanchung Lobsang Gyaltzen)⁽⁸⁸⁾とともに対中抵抗計画について思案し始めた。当時、インドの北東部のダージリンやカリンポンでは、チベットからの難民が多く住み、チベット人コミュニティを形成していた。そこで、トンドゥブを中心とした上記の三人は、このコミュニティを統率する立場となった。

この時、トンドゥブに政治活動解禁の旨を伝えたインド情報局長B・N・マリク (Bhola Nath Mullik) は、トンドゥブがマリクと会いたがっている旨を察知し、ネルーに会うべきか尋ねた際、「ネルー首相はすぐに許可した」と回顧録で述べている。また、ネルーは、「過去一〇〇年間、中国はチベット人を軍事的圧力の下に従えた機会は数多くあったが、真にチベットを征服できたことは一度もない」と述べており、中国のチベットに対する立場について懐疑的であったという。⁽⁹⁰⁾ そのため、「チベット人の士気を高く保ち続けることを熱望」しており、マリクに対して「ダライ・ラマの兄や他のチベット難民との接触を保ち、可能な限りあらゆる方法で彼らを支援するよう指示を与えた」というのである。⁽⁹¹⁾ マリクによれば、接触を図ることはチベット難民に対する監督的な意味合いがあったが、当時ネルーは中国政府がインドとの友好関係を悪用する可能性について警戒していたとされる。⁽⁹²⁾

しかし、一九五四年以降、ネルーはこうしたチベット自治の支援に後ろ向きになっていった。同年五月にインド北東部を訪れたマリクは、インドの平和共存五原則協定調印を嘆くチベット難民のインド政府への要望の声を拾い、まとめた提言をネルーに示した。⁽⁹³⁾ ネルーはこれに関して、インド政府はチベット難民がチベット本土を支援することは気にかけないとしつつも、それが明るみに出た際に中国から抗議を受ける可能性に懸念を示していたという。⁽⁹⁴⁾ また、同年一〇月に、トンドゥブの一行がニューデリーを訪れ、ネルーを含むインド政府要人や国会議員に対して中国支配下のチベットの惨状について訴え、中蔵間の問題に関する介入を期待したが、ほとんど賛同は得られなかったとされる。⁽⁹⁵⁾

一九五五年、中国政府が十七か条協定において「改革を強要しない」とする地域から除外されたチベット東部に位置するアムド地方、カム地方の東部において「民主改革」に着手すると、それに反発したチベット人が武装蜂起した。いわゆるチベット動乱の開始である。同年にアムド地方南部で人民解放軍駐屯兵に対する武力攻撃が始まると、翌年にカム地方でも武装蜂起が起き、暴動が各地に広がった。この武力闘争によって修道院の破壊や僧の殺害が起り、チベットの情勢は次第に混乱に陥っていった。

そうした情勢の中、インドの仏教組織マハボティ・ソサエティ (Mahabodhi Society of India)⁽⁹⁶⁾ が釈尊の生誕二五〇〇年を祝うブッダ・ジャヤンティ (Buddha Jayanti) にダライ・ラマ一四世を招待したことで、ダライ・ラマ一四世の訪印が決定された。⁽⁹⁷⁾ トンドウプらがダライ・ラマ一四世の側近に働きかけたこともあり、チベットは、インド政府に対し、ダライ・ラマ一四世の政治亡命受け入れを認めてもらうことと、チベットに進駐している中国軍の引き揚げもしくは削減を中国に求めるよう依頼することを訪印の目標として据えることにした。⁽⁹⁸⁾ 一方、ダライ・ラマ一四世も、チベット情勢を憂慮しており、ネルーをはじめとしたインドの民主的指導者からの同情的な助言を期待するとともに、インド独立以降薄れた印藏関係の再強化を図りたいとの期待を抱き、⁽⁹⁹⁾ 一月末にインドに赴いた。一二月のネルーとの会談において、ダライ・ラマ一四世はチベットの窮状を訴え、現地の情勢が落ち着くまでの間インドに滞在し続けたい旨を伝えた。⁽¹⁰⁰⁾

ネルーはそのようなダライ・ラマ一四世に対し、十七か条協定に調印した限り、それを破るのは難しく、もしそのように凶れば「大きな紛争が引き起こされ、チベットがたいへんな困窮に陥る結果となる」ため、チベットにとつての最善の策は、中国の「主権を受け入れる一方で、内政において完全な自治権を主張することだ」と論じた。⁽¹⁰¹⁾ ダライ・ラマ一四世を継続的にインドに滞在させようとするチベット側の意向については「愚の骨頂」と捉え、ダライ・ラマ一四世にラサに帰還しチベット人を導くよう説得した。⁽¹⁰²⁾ また、ネルーはこうしたやりとりを、同時期に訪印して

いた周恩来に報告した。これを受けて、同年二月にインドの中国大使館において周恩来とダライ・ラマ一四世の会谈が行われ、周恩来はダライ・ラマ一四世にチベット本土における諸問題は現地の役人の失策であると言いつ聞かせ、チベット側の懸念を毛沢東に報告すると伝えた。翌年二月二七日、國務院の拡大会議での演説において第二次、第三次五カ年計画の下では改革を実施しないとの毛沢東による発表を受け、ダライ・ラマ一四世はラサに帰還した。⁽¹⁰⁾

ネルーは、武力による対中抵抗闘争については批判的見方をしていた。チベットからインドに逃れてきた難民の入国を受け入れていたが、カム地方の反逆者については入国拒否もしくは武装解除といった措置をとるよう命じていた。⁽¹¹⁾ また、一九五八年十一月、人民解放軍侵攻前のチベットの元首相ルカングワ・ツェワン・ラブテン (Lukhangwa [Sewang Rdbten]) がネルーの元を訪れ、チベット独立のためにインドの支援を要求した際、ネルーは「武力をよって中国を打倒しようと考えることは浅はかだ」として退けた。⁽¹²⁾ またこの時、チベットにおける民主改革についても、「チベットが後進的なため、変革は避けられない」との見方を示し、「チベット人が自ら変革しなければ、外部から変革されるのである」と苦言を呈した。⁽¹³⁾ その上で、「中国の主権に対抗すべきではない。チベット人が自治を標榜し結束すれば、従来からの生活様式を保つことができる。同時に、改革も導入すべきだ」との助言を与えたという。⁽¹⁴⁾

このようにチベット動乱の発生に際しても、ネルー政権はチベットに対する積極的な支援には乗り出さなかった。中国によってチベット自治が制約を受けても、チベットはそうした状況を受け入れて自治のあり方を模索する他ないとして、中蔵関係に対する態度を変更することはなかったのである。

(二) ダライ・ラマ一四世の亡命受け入れ

一九五九年、中国政府がダライ・ラマ一四世を中国舞踊団の観劇に招待した。その噂はラサで広まり、この招待の目的がダライ・ラマ一四世の誘拐ではないかという不安がラサ市民の間で高まった。この懐疑心から、三月一〇日に、

ラサ市民は、ダライ・ラマ一四世のいるノル布林カ宮殿に集結し大規模なデモを開始した。ラサにおける情勢は急速に悪化し、同月二〇日には人民解放軍との武力衝突に発展した。この事態に際してチベット地方政府の行政指導母体カシャックは、ダライ・ラマ一四世の亡命を企図した。こうしてダライ・ラマ一四世の一行は、三月一七日にラサを脱した。当初の計画では、一行はチベット南部のルンツェ・ゾンに留まり、人民解放軍との交渉を試みる予定であったが、⁽¹⁰⁾同地に到着した際に亡命後に起こったラサにおける人民解放軍による攻撃とラサ市民の惨状について把握し、交渉は不可能と判断した。また、中国政府がチベット地方政府の解散を発表したことを受け、三月末、ダライ・ラマ一四世の一行は同地において臨時政府を樹立した。そこで、インド政府に亡命を要請するに至ったのである。

インド国内でも三月下旬以降、このようなラサの情勢について情報が広まりつつあり、ローク・サバーにおいて議論がなされるようになった。ネルーは三月一七日の段階ではチベットの事態について、「それは現段階において、肉体、もしくは軍隊の衝突というよりも、意志の衝突にすぎない」と慎重な表現を用いて説明した。⁽¹⁰⁾その後、インド領事館からラサ現地状況に関する信頼性の高い情報が入るようになり、三月二三日のローク・サバーでは、そこから報告された人民解放軍とチベット人の間における武力衝突発生⁽¹⁰⁾の経緯について説明がなされた。しかしこの際にもネルーは「友好関係にある中国の国内事情に介入する気はない」とし、一九五四年の印中協定で「パンチール⁽¹¹⁾の原則が公言されたのだ」と述べ、改めて平和共存五原則の重要性を強調してそれ以上のチベット問題に関する議論を抑制したのである。このようにネルーの答弁では、中国に対する配慮がなされていた。

しかしネルーの心情は複雑であった。ネルー自身にもチベットに対する同情心がないわけではなかった。特にネルーは、このラサの動乱によって中蔵間の十七か条協定が崩壊したことを憂いていた。第二章で言及したが、ネルーは、同協定によって中国の主権下でチベットの自治が守られると認識していた。そのため、ネルーにとつてこの事実は、チベット自治の保障がなくなったことを意味していたのだ。三月二五日の政府高官宛の書簡において、ネルーは、

「チベット人は中国が十七か条協定を破ったと主張しており、一方で中国人はチベット人が同協定を破ったと論じている」ため、「十七か条協定の崩壊は双方によって認められている」と状況を説明した上で、チベット人の処遇に關する憂慮の意を示し、「当然我々は様々な理由からこの状況と未来について懸念している」と述べていた。⁽¹¹⁾ また、妹のヴィジャヤ・ラクシュミー・パンディット (Vijaya Lakshmi Pandit) 宛の電報においても、十七か条協定の崩壊について踏まえた上で、「未来は不確実だが、私はチベット人が中国人によって苛酷な処遇をうける運命にあるだろうと恐れている」と心境を明かしていた。⁽¹²⁾ ラサの動乱による中蔵関係の変容は、ネルーにとっても看過できないものとして認識されていたことが推察される。

また、ネルーは国内世論を気にかけていた。ネルーは先述したパンディット宛の書簡において「インド国内では、チベット情勢全般に対する大きな懸念とダライ・ラマやチベット人への同情がある」とし、「我々は困難な状況に直面している」と記していた。⁽¹³⁾ ここにインド政府の対応がいかにあるべきかネルーが思い悩んでいる様子が表れている。インド国内では、かつて独立運動に貢献した活動家の J・P・ナーラーヤン (Jok Nayak Java Prakash Narayan) が、チベット擁護の主唱者として名乗り出ている。三月二七日のビハール州での演説において、ナーラーヤンは、チベットの事態を「全アジア人にとつての重大懸念」と表現した上で、印中の友好関係について、「友好の代償が欺瞞と過ちの容赦であるならば、我々はその代償を拒絶する勇氣と誠実さを持つべきである」と論じた。⁽¹⁴⁾ こうした対中批判・チベット擁護の声は勢いよく広まり、野党のプラジャ社会党が三月二九日を「チベットの日」として宣言し連帯を呼びかけた他、ジャン・サンやヒンドゥー・マハーサバーといったヒンドゥー右派政党がインド諸都市において抗議デモを起こし始めていた。⁽¹⁵⁾

このようにチベット情勢への同情と過熱した国内世論への配慮を背景に、チベット自治を擁護する必要性が高まっていた。ネルー政権はそれと対中友好方針とのジレンマに陥ったのである。

一九五〇年代後半、印中関係は徐々に悪化しつつあった。中国政府は一九五七年三月にインドが自国領土として主張していた西部国境地区のアクサイチンを跨ぐチベット・新疆間の道路を完成させていた。⁽¹¹⁸⁾ この完成についてネルー政権は一九五八年に入ってから報告を受けた。また、それと同時期に、アクサイチンにおける中国の調査隊の痕跡について報告がなされたほか、同年秋、八月末から連絡が途絶えていたインド偵察隊が中国政府によって逮捕され、カラコルム峠に送り返されるといふ事件まで発生していた。⁽¹¹⁹⁾

ネルー政権が最も深刻とみなしたのは、中国政府による公式地図の書き換えであった。もともと中国領土に関する地図は多数存在し、それぞれ包含する地域は様々だったが、一九五八年七月に人民画報に掲載され中国政府の公式見解として示された中国領土の地図は、アクサイチンに加えて、東部国境としてインドが主張したマクマホン・ライン付近の北東辺境管区 (North East Frontier Agency: NEFA)、ブータン東部を部分的に包含するもので、インドが自国領土と見做していたおよそ五万二千平方マイル分を中国領として描いていた。⁽¹²⁰⁾ ネルー政権は二月一四日に周恩来に対して抗議した。その際、一九五四年の平和共存五原則協定において国境問題は解決したという認識や五六年の周恩来訪印時にマクマホン・ラインを承認する意思が表明されていたことを確認し、印中間の誤解の解消を求めた。⁽¹²¹⁾

このような過程から、一九五八年以降、ネルー政権の対中政策に批判の声が上がり、八月二〇日のローク・サバーでは、プラジャ社会党の J・B・クリパニ (Jivatram Bhagwandas Kripalani) が平和共存五原則を「罪と共に生まれたもの」と表現し非難していた。⁽¹²²⁾ ネルーは三月二二日にも、周恩来に対して平和共存五原則に基づき早期における和解を求めたが、半年返答がなかった。このような中国との対立があってもなお、ネルーは対中強硬姿勢をとらず、チベット情勢に関する議論を避けていたのである。

しかし、それまで抑えられていた議論は、三月二八日に新華社通信によって中国政府の公式声明が報じられたことを契機に活性化した。その公式声明では、二三日のネルーによる声明への歓迎の意が示されたほか、中国がインドの

国内問題に一切干渉してこなかったこと、印中関係が持続的に平和共存五原則によって導かれるべきであるとの主張等が公表されていたが、その一方で、インドのカリンポンがチベットの反逆勢力の拠点となっていることが指摘されていたのである。⁽¹²⁸⁾

後者の点について、ネルー政権はかねてから中国政府により指摘を受けていた。チベット動乱においては、一九五六年以降、チベットの対中抵抗勢力がCIAとの協働により、チベット本土の反中抵抗闘争の支援に取り組んでおり、台湾の国民党政府とともにカム地方のチベット人を招集して訓練し、空中投下させていた。⁽¹²⁹⁾ インドはこのアメリカの計画に加担していなかったといわれるが、この対中反乱軍兵士はインドのカリンポンで招集されており、一九五八年七月に中国政府から同地域がチベット分離画策の拠点となっているとの批判を受けていた。⁽¹³⁰⁾ そのため、この声明はネルー政権の対応を不十分だと指摘するものだった。

三月三〇日のローク・サバーでは、明るみになったカリンポンに関する中国政府の指摘について政府に釈明を求め、声が上がリ、それと同時にチベット問題について議会において活発な議論がなされるべきとの意見が叫ばれた。⁽¹³¹⁾ こうした空気に乗じて対中政策の再考に関する声が上がった。ジャン・サンのアタル・ビハリ・バジパイ (Atal Bihari Vajpayee) は、「中国政府によるチベットにおける軍の駐留や軍用飛行場の建設は、インドの安全保障にとつて直接的な脅威」となっており、こうした「チベットに関する中国のふるまいをインドに対して友好的とみなすことは困難である」との見解を述べ、中国の声明発表を機に、チベットにおける悲劇について「インドがもはや静観し続けられない」ことを中国政府に知らしめるべきだと主張した。⁽¹³²⁾

ネルーは、カリンポンにおけるチベット人に対しては、「我々の友好国の政府に対する転覆活動や攻撃的な宣伝工作のためにインドの土地が用いられることは許されない」と言い聞かせ、適切な対処をとってきたと説明し、⁽¹³³⁾ カリンポンが対中反乱の指揮中枢であるとはいえないと中国の声明内容を否定した。⁽¹³⁴⁾ また、チベット擁護の声に関し、

「我々はチベット人との友好的関係の維持を望み、彼らの自由な発展、その他諸々を願っている」と同情心を表したが、そこで「同時に重要なのは、中国という大国との友好関係の維持である」と語り、そのような大国と相對する際には、「困難な状況においても自制と賢明さに拠って対処するべきであり、気が立った時に対処を誤り、我が国を難局に追いやってはいけない」と対中関係への配慮の必要性を説いた。⁽¹³⁾

同日、チベット人の庇護に関する議論が交わされたが、ネルーは政治的庇護を求める人々を受け入れるか否かについては明言を避けるべきとの態度をとった。これについてネルーが何か発言することで、庇護を求めようとする人々をより困難な状況に陥れてしまう可能性があると懸念がその理由であった。⁽¹⁴⁾ 難民全般の受け入れの可否に関する質問も上がり、無所属議員のM・R・マサニ (Mr. R. Masani) は、一九五六年ハンガリー動乱の際に中立国で同国と外交関係を持っていたオーストリアが難民受け入れに踏み切った事例を持ち出し、ラサの事態に際したインドの対応について問うた。⁽¹⁵⁾ これについてもネルーは「まずオーストリアやハンガリーではない上に、そのような問題は生じていない」と答え、回答を避けていた。⁽¹⁶⁾

以上のように三月末までネルーは、議会で対中批判の声が上がろうともそれを制しようとする努力を怠らなかつた。以上のように三月末までネルーは、議会で対中批判の声が上がろうともそれを制しようとする努力を怠らなかつた。以上のように三月末までネルーは、議会で対中批判の声が上がろうともそれを制しようとする努力を怠らなかつた。

四月一日「…」、我々はシロン⁽¹⁵⁾を經由して三月三十一日午後と日時が入れられたメッセージを受信した。それは、ダライ・ラマからの伝言を預かった使者が北東辺境管区におけるチュタングムの国境哨所に到着していることを伝えるものだった。彼は、三月二十九日にそこに到着し、ダライ・ラマが我々に政治的庇護を要請しており、彼らすぐ後、三月三〇日に国境に到着する見込みであると述べた。我々は一日にそのメッセージを受け取ったが、同

日午後「…」、再びシロン経由でメッセージを受け取り、ダライ・ラマを含む八人の小さな一団が、三月三日の午後に我が国の領土に入ったことを知った。このような事態を予測して、我々は事前にその付近の複数の哨所にいかに対処すべきか指示していたため、彼が我が国の領土に入った際には、北東辺境管区のカメンにあるタワン地区の副政務官が向かい入れた。⁽¹³⁶⁾

この説明からは、ダライ・ラマ一四世が突然インドに来たため、ネルー政権はそれを受け入れざるを得なかったような様子が汲み取られる。ただ、説明の中にある通り、ネルー政権は事前にその事態を予測し亡命受け入れの用意をしていた。また、トンドゥップはネルーに対しダライ・ラマ一四世の一行の亡命受け入れについて直接依頼したと回顧している。その際、ネルーは、ダライ・ラマ一四世の身の安全について憂慮している様子であり、亡命受け入れについてその場で迷いなく「勿論だ」と即答したという。⁽¹³⁷⁾ こうして、ダライ・ラマ一四世の一行はタワン地区に到着した後、インド政府の取り計らいによって、四月二〇日以降ニューデリーから離れたインド北部のウッタラーカント州のムスリーに滞在することになった。

ダライ・ラマ一四世の政治亡命の受け入れはネルー政権にとって特別な措置ではなかったようである。ネルー政権は、ダライ・ラマ一四世の一行の受け入れの理由について、拉致説を否定し、「ただ、我々は彼がインドに庇護を求める可能性についてかねてから考えていたため、そのような要請が来た際に、迷うことなく許可したのだ」と説明した。⁽¹³⁸⁾ 時は遡るが、ダライ・ラマ一四世の庇護については、人民解放軍のチベット侵攻後の一九五一年にも類似の事例があった。同年一月から七月にかけてチベット南部のヤートンにダライ・ラマ一四世が逃れてきており、インドに亡命を求める可能性が高まっていた。結局ダライ・ラマ一四世はラサに帰還したが、同年七月においてネルー政権はアメリカ政府に対し、「チベット人が自らインド政府に接近するならば」、即座に受け入れるとの意向を示していた。⁽¹³⁹⁾ 一

九五九年に実際に亡命を受け入れた際には、中国政府に対し、ダライ・ラマ一四世の政治亡命を許可したのは「国際的慣例に沿った」対応だという点を伝えており、中国政府側もこうした点に加え、インド政府からダライ・ラマ一世にはインドにおける政治活動をさせないとの保障を伝えられたことから、インド政府による庇護という行為をそれ自体を問題として捉えていなかった。⁽¹⁴⁾

ダライ・ラマ一四世の亡命受け入れ後、世論のチベット擁護・対中批判の声はますます大きくなった。国内では、四月二〇日に、社会党ボンベイ支部による中国領事館に対するデモが発生し、その際に毛沢東の肖像画にトマトと卵が投げつけられるという事態も発生した。⁽¹⁵⁾ また、チベット情勢は国際的な注目を集めており、高等弁務官のパンディットはネルー宛の書簡において、イギリスでは、チベット情勢がハンガリー動乱と結び付けられ、インド政府のそれまでのチベット政策に対する反発の声が上がっていると報告していた。⁽¹⁶⁾

ネルー政権はチベットに対する同情心を表すようになった。四月二七日のローク・サバーにおいて、ネルーはインドの方針を支配する要素として、「(一) インドの安全と統一性の保全、(二) 中国との友好関係維持への熱望、(三) チベット人への深い同情」という三項目を挙げた。⁽¹⁶⁾ この言及に、ネルーのジレンマがみてとれる。ネルーは、「我々はチベットに介入することを望まない。印中友好関係の維持を何よりも望んでいるが、同時にチベットの人々に対する強い同情心を抱いており、彼らの不運な状況に対し悲嘆している」と同情心について論じ、チベットに対するインドの国民感情については、「おそらくこの反応はアジアにおける他の仏教国でも共有されるものだ」と語った。⁽¹⁶⁾ その一方で、反逆勢力への肩入れを否定し、インドがチベットに対する政治的野心を有していない点を述べ、アジアと世界の平和のために重要である印中友好の維持に共に努めるよう中国政府に求めた。⁽¹⁶⁾ このようにネルー政権は対中友好を語りながら、一方でチベット擁護の姿勢を示すという方針を採らざるを得なくなっていた。

しかし、中国政府の不興を買ってしまうきっかけとなったのは、ダライ・ラマ一四世による演説であった。ダラ

イ・ラマ一四世は、四月一八日、アッサム州テズプールにおいて、「中国は宗主権を行使するときもあつたが、そうでない時は、チベットは独立国家として機能して」おり、「いずれにせよ、いかなるときも、中国が宗主権を行使するときでさえ、チベットは国内で自治を保つてきた」と論じ、十七か条協定を中国の圧力により受け入れざるを得なかつた点、また、十七か条協定で約束された完全な自治は享受できなかつた点を訴えた⁽¹⁴⁶⁾。

中国政府は、この声明に使われた「独立国家」等の表現について反発し⁽¹⁴⁷⁾、これが真にダライ・ラマ一四世によつて書かれたものであるか疑念を抱いたのである。それに加え、その声明をインド外務省が配布した上に、声明内容がインド大使館の公報によつて海外に発信されたことが問題となつた。そうしたインド政府の行為に中国政府は猜疑心を募らせ、インド政府はチベットの反逆勢力を支援しているとして非難した⁽¹⁴⁸⁾。

ネルー政権は、声明文はあくまでダライ・ラマ一四世の名義によつて発表されたものであると中国政府に主張していた⁽¹⁴⁹⁾。また、ラージャ・サバー（上院）において、こうした演説については、インド政府は「表現の自由」の観点から阻止しなかつたことを説明した⁽¹⁵⁰⁾。声明文の起草にインド政府が関与したか否かは不鮮明であるが、声明文の配布は国内外の関心に応えるための行いであり、おそらく中国政府の気を逆撫する意味合いは特段なかつたものと考えられる。現に、四月二四日にネルーがムスリーリーにおいてダライ・ラマ一四世と会談した際には、声明文が中国政府の疑念を生じさせていることを踏まえた上で、これ以上長い声明を発表しないよう勧告しており、もし発表するとしても、戦闘の停止について訴えることに力点を置き、元々中国との間に論争は存在しないとの見解を示すように伝えていた⁽¹⁵¹⁾。また、五月にダライ・ラマ一四世からインド政府の援助を求める書簡⁽¹⁵²⁾を受け取つた際には、「これ以上の行動は印中関係を破壊しかねない」として、その要求を退けていた⁽¹⁵³⁾。

しかし、ネルー政権は中国の猜疑心を晴らすことはできなかつた。一九五九年九月、ダライ・ラマ一四世はネルーによる政治活動をしないという指示に抗い、ダグ・ハマーシヨルド（Dag Hammarskjöld）国連事務総長にチベット問

題に対する介入を要請する書簡を送った。これが第一四回国連総会で取り上げられることになり、またしてもネルー政権は中国政府にダライ・ラマ一四世の政治活動を黙認しているとみなされ、中国政府の対印不信感をさらに増大させることになった。

こうしてダライ・ラマ一四世のインド亡命を契機に、印中間の対立が明確となった。一九五九年八月には、東部国境付近のロンジユ、一〇月には西部国境付近のコンカ峠において印中間の軍事衝突が発生した。一九六〇年での頂上会談における交渉決裂のあと、両国は六二年の印中国境紛争への道を辿っていったのである。

結 論

これまでの考察から、ネルー政権のダライ・ラマ一四世の亡命受け入れについては、(一)ネルーの心理、(二)インド国内の世論の台頭、という二つの要因によって説明できると考えられる。

ネルーの主要な関心は、中国の対蔵主権の承認の際に顕著だったように、チベットの自律性の程度よりも、中国との国境問題であった。そのため、中蔵間の十七か条協定の締結、印蔵間の平和共存五原則協定の締結という段階を経て、ネルー政権にとってのチベットの重要性は低下していったのである。また、ネルーは、共産党政権の中国は「強い中国」であるため、それがチベットに対し大きな影響力を及ぼすことは歴史的に必然なこととして捉えた。それゆえ、中蔵関係にインドが及ぼしうる影響力については諦観を抱いた。一九五〇年代後半以降、中国との国境問題における対立は深刻化しつつあったが、ダライ・ラマ一四世亡命受け入れの直前にもチベット情勢に関する議論を抑制し、対中関係への配慮を徹底していた。このことから、ネルーは対中関係の維持を最優先事項とし、チベット自治を積極的に擁護することに特別にメリットを見出してはいなかったといえる。

とはいえ、ネルーはチベットに対して全く無関心であったわけではなかった。十七か条協定の文言や「中国政府がチベットの自律的特性に関して理解している」という周恩来から与えられた言質に対して信頼を示していたことなどから、ネルーは一定程度のチベット自治が保たれることを期待していたと推察される。そのため、一九五九年三月以降の中蔵関係の変容に際しては、書簡の文言に表れていたように、ネルーの心理に多少なり動揺が生じたのである。

このような中国に対する信頼の動揺に加えて、インド国内では、対中批判・チベット自治擁護の世論が台頭していた。同時期における国境問題をめぐる対中猜疑心の高まりも相まって、印中友好の重要性を謳い、チベットに関する議論を極力避けるネルーの方針は批判的となったのである。そのような状況に直面しながら、インド国境付近に迫ってきたダライ・ラマ一四世の一行を追い返すというような強硬な措置はとりえなかったのだと推測される。

すなわち、ダライ・ラマ一四世の亡命受け入れは、国境問題をめぐる中国への対抗的な措置、チベット自治の積極的擁護というような意味合いを有した計算された対中外交の産物ではなく、ネルーの心理と国内世論の加熱が複合的に作用した結果だったのである。

この一九五九年の出来事は、ネルー外交の失速の一コマ、そして印中が対立に向かう画期といえよう。非同盟の盟主として知られた当時のインド外交は、ネルーの首相兼外相としての主導力と対中関係の維持を基盤としていたが、チベット情勢への対応によってその双方が崩れていくこととなった。以降ネルー政権は、国内世論への配慮の必要性から、一方で対中友好を説き、一方でチベット情勢に同情心を表すといった綱渡り的な方針に追い込まれていった。当然ながらそうした方針は、中国政府の対印不信感を増大させるのみであった。そして、一九六二年の印中国境紛争の発生による長い印中对立期への突入にもなつてこの綱渡り的な方針は破綻し、インドにとってのチベット問題やダライ・ラマ一四世の存在の意味は変容することとなるのである。

- (1) ネザイル・マックススウェル「中印国境紛争——その背景と今後」前田寿夫訳（時事通信社、一九七二年）。
- (2) Xueheng Liu, *The Sino-Indian Dispute and Sino-Indian Relations* (University Press of America, 1994).
- (3) Dawa Norbu, "Tibet in Sino-Indian Relations: The Centrality and Marginality", *Asian Survey* 37 (11) (1997): 1078-1095.
- (4) John Kenneth Knaus, *Orphans of the Cold War: America and the Tibetan Struggle for Survival* (Public Affairs, 1999).
- (5) Tsering Shakya, *The Dragon in the Land of Snows: A History of Modern Tibet Since 1947* (Columbia University Press, 1999).
- (6) Knaus, *Orphans of the Cold War*, p. 169.
- (7) Shakya, *The Dragon in the Land of Snows*, p. 213.
- (8) 落合淳隆『チベットと中国・インド・国連』（敬文堂、一九九四年）。
- (9) これに関連して、元インド外務省外務次官のラジブ・シクリは、こうした世論によってネルー政権はダライ・ラマ一四世に政治的庇護を与えざるを得なくなつたとの見方を示している。Rajiv Sikri, "The Tibet Factor in India-China Relations", *Journal of International Affairs* 64 (2) (2011), p. 61.
- (10) チベットは清朝の「藩部」とされ、清の直接の施政下にはなく、チベット仏教の最上位とされたダライ・ラマによる行政が保たれていた。
- (11) 平野聡『清帝国とチベット問題』（名古屋大学出版会、二〇一四年）、二二七頁。
- (12) 田崎國彦「チベットはなぜ国家承認されなかったのか——チベット問題の淵源・英国のチベット緩衝地帯観」『実践女子大学人間社会学部紀要』第七集（二〇一一年）、九五頁。
- (13) Wendy Palace, *The British Empire and Tibet, 1900-1922* (RoutledgeCurzon, 2005), p. 3.
- (14) *Ibid.*, p. 2.
- (15) 小林隆夫「イギリス・チベット協定（一九〇四年）と英中関係(1)」『愛知学院大学人間文化研究所紀要』二八号（二〇一三年）、二九四頁。
- (16) 同右、二九四頁。
- (17) 正木晃『裸形のチベット——チベットの宗教・政治・外交の歴史』（サンガ新書、二〇〇八年）、二四二頁。
- (18) Palace, *The British Empire and Tibet*, pp. 27-28.
- (19) 岡本隆司「『主権』の生成と『宗主権』——二〇世紀初頭の中国とチベット・モンゴル」石川禎浩・狭間直樹編『近代東ア

- ジアにおける翻訳概念の展開」（京都大学人文学研究所、二〇一三年）、二〇二頁。
- (20) この概念が使われた背景には、そもそも、西洋の主権国家体系が、主権という観念が存在しない多元的な清朝の秩序と本質的に大きく異なっていたことがある。岡本によれば、「宗主権」とは、西洋が「主権国家体系・帝国主義の立場から、オスマン帝国や清朝のもつ秩序体系を表現し、かつ変容させてゆくのに、最も適した述語」であったとされている。岡本隆司編『宗主権の世界史——東西アジアの近代と翻訳概念』（名古屋大学出版会、二〇一四年）、一七頁。
- (21) 岡本『主権』の生成と『宗主権』、一九四—一九五頁。
- (22) 同右、二〇二頁。
- (23) 同右、二〇〇—二〇一頁。
- (24) Divyesh Anand, 'Strategic Hypocrisy: The British Imperial Scripting of Tibet's Geopolitical Identity', *The Journal of Asia Studies* 68 (1) (2009), p. 239.
- (25) この事例からわかるように、ダライ・ラマが亡命を図った事例は一九五九年が初めてではない。なお、ヤングハズバンド使節団がラサに迫った際には、ダライ・ラマ一三世はラサを脱し、ロシアの援助を求めモンゴルに滞在していた。和田大知「一九〇四年—一九〇六年の移動期におけるダライ・ラマ一三世の主権的外交について」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要・別冊』二六巻二号（二〇一九年）、一三一—一五頁。
- (26) 正木『裸形のチベット』、二四四—二四五頁。
- (27) 入江啓四郎『支那邊疆と英露の角逐』（ナウカ社、一九三五年）、五八一頁。
- (28) 落合『チベットと中国・インド・国連』、三四頁。
- (29) 岡本『主権』の生成と『宗主権』、一八六頁。
- (30) 'Memoranda prepared for T. V. Soong's visit to London', April 1943, FO371/35856, The National Archives of the United Kingdom, Kew.
- (31) *Parliamentary Debates [Hansard]*, House of Commons, 21 June 1950, vol. 476, c1267.
- (32) Liu, *The Sino-Indian Border Dispute*, p. 80.
- (33) Norbu, "Tibet in Sino-Indian Relations", p. 1079.
- (34) Liu, *The Sino-Indian Border Dispute*, pp. 84-85.

- (35) 印中国境紛争について研究したマックスウェルは、独立インドにとっても「ひきつづき中国の権威をチベットから締め出しておく方が、インドの利益である」とは明瞭であった」と論じている。マックスウェル『中印国境紛争』、七五頁。
- (36) Norbu, "Tibet in Sino-Indian Relations", p. 1080.
- (37) カシミールとは、英領時代において一定の自治を認められていた藩王国であり、藩王がヒンドゥー教徒である一方、国民の六割がムスリムであるという「ねじれ」が存在していたため、インド、パキスタンのいずれにも属さずにいた地方である。そこにおいて一九四七年夏から内乱が発生したことをきっかけに、同年一〇月にインドとパキスタンによる軍事衝突が発生した。当時、国連が調停案を提示するもインドが同意せず、解決に至っていなかった。
- (38) Statement Made by Prime Minister Jawaharlal Nehru in the Lok Sabha on the Situation in Tibet on 27 April 1959, *Tibet Documents* (D. P. Sinha for Communist Party of India, 1959), p. 5.
- (39) Broadcast from New Delhi, 7 September 1948, Jawaharlal Nehru, *Jawaharlal Nehru's Speeches*, Vol. I (Publication Division, Ministry of Information and Broadcasting, Government of India, 1958), p. 2.
- (40) Letter to Chief Ministers —29, 1 September 1948, G. Parthasarathi, *Jawaharlal Nehru: Letters to Chief Ministers, 1947-1964*, Vol. I, 1947-1949 (Jawaharlal Nehru Memorial Fund, 1989), p. 163.
- (41) Benjamin Zachariah, *Nehru* (Routledge, 2004), p. 158.
- (42) T. N. Kaul, *Diplomacy in Peace and War: Recollections and Reflections* (Vikas, 1979), pp. 5-6.
- (43) Recognition of New Regime in China, Note sent to the Governments of Britain, Australia, Canada, Sri Lanka, 20 November 1949, Sarvepalli Gopal, general ed., *Selected Works of Jawaharlal Nehru*, Second Series [エッセイ SWJN/SS/巻数へ略記], Vol. 14, Part I (Jawaharlal Nehru Memorial Fund, 1992), p. 513.
- (44) To Vallabhbhai Patel, 9 December 1949, SWJN/SS/14/Part I, p. 516.
- (45) 第二章以降、北京政府と中国を同義として扱った。
- (46) 当時ソ連は北京政府の国連代表権がないことを理由に国連安保理をボイコットしていた。
- (47) 朝鮮戦争におけるインドの調停活動に「つづいて」Anta Linder Singh, *The Limits of British Influence: South Asia and the Anglo-American Relationship, 1947-56* (St. Martin's Press, 1993), pp. 72-110.
- (48) To K. M. Panikkar, 2 September 1950, SWJN/SS/15/Part I, p. 433.

- (49) 広瀬崇子「中印国境問題をめぐるネルー外交の論理——一九五〇年代インド非同盟外交に関する一考察」『アジア経済』二卷二号（一九八一年）、五八頁。Sarvepalli Gopal, *Jawaharlal Nehru: A Biography*, Volume II: 1947-1956 (Harvard University Press, 1984), p. 195.
- (50) Gopal, *Jawaharlal Nehru: A Biography*, Volume II, p. 195.
- (51) Cable to N. Raghavan, 10 December 1952, *SMJN/SS/20*, p. 488.
- (52) 落合淳隆『チベットと中国・インド・国連』、七〇頁。
- (53) Letters to Chief Ministers—I, 1 December 1949, *SMJN/SS/14/Part I*, p. 367.
- (54) Liu, *The Sino-Indian Border Dispute*, p. 89. *SMJN/SS/15/Part I*, p. 431.
- (55) Cable to Panikkar, 19 August 1950, *SMJN/SS/15/Part I*, p. 431.
- (56) 七人で構成されたこのチベット代表団は、一九五〇年四月にインドに到着し、中国政府の代表と事前に接触した上で、六月に香港において中国政府との交渉に臨むことになっていったが、イギリスからビザがおりずそのままインドに滞在していた。
- (57) Conversation with the Tibetan delegation, 8 September 1950, *SMJN/SS/15/Part I*, pp. 434-436.
- (58) ネルー政権が中国政府の人民解放軍への司令内容を正確に把握したのは、一九五〇年一月二五日だった。パニッカルがこの介入の報告について早期における報告を怠り、その全容についてはイギリスの高等弁務官から伝えられて知ることとなった。Cable to K. M. Panikkar, 27 October 1950, *SMJN/SS/15/Part II*, pp. 332-333.
- (59) Message to Chou En-lai, 26 October 1950, *Ibid.*, p. 332.
- (60) Sardar Vallabhbhai Patel, the first Deputy Prime Minister of India, on Tibet, His letter to Pandit Jawaharlal Nehru, 7 November, 1950, *Indian Leaders on Tibet* (Department of Information and International Relations, Central Tibetan Administration, 1998), pp. 5-6.
- (61) *Ibid.*, p. 7.
- (62) *Ibid.*, p. 10. パテールはこの時期から一か月後に死去し、ネルー政権内における対中強硬論は下火になった。
- (63) The Ambassador in India (Henderson) to the Secretary of State, 31 October 1950, *Foreign Relations of the United States, 1950, East Asia and the Pacific, Volume VI*, Doc. 334.
- (64) エル・サルヴァトル代表が、このチベット政府からの電報を取り上げ、国連総会議長に審議項目としてチベット問題を追

加するから要請した。

- (65) Shakyra. *The Dragon in the Land of Snows*. p. 57.
- (66) The Ambassador in India (Henderson) to the Secretary of State. 20 November 1950. *Foreign Relations of the United States, 1950, East Asia and the Pacific, Volume VI*. Doc. 350.
- (67) The Ambassador in India (Henderson) to the Secretary of State. 18 December 1950. *Foreign Relations of the United States, 1950, East Asia and the Pacific, Volume VI*. Doc. 369.
- (68) The Ambassador in India (Henderson) to the Secretary of State. 31 May 1951. *Foreign Relations of the United States, 1951, Korea and China, Volume VII*. Part II. Doc. 98.
- (69) 落合「チベットと中国・インド・国連」一三二頁。
- (70) B. N. Mullik. *My Years with Nehru: The Chinese Betrayal* (Allied Publishers Pvt. Ltd., 1971). p. 148.
- (71) Message to Chou Enlai. 1 September 1953. *SMJN/SS/23*, pp. 485-486.
- (72) Border Issue with China. Note to Foreign Secretary to K. M. Panikkar. 29 July 1952. *SMJN/SS/19*, p. 651.
- (73) 吉田修「インドの対中関係と国境問題」『境界研究』創刊号(二〇一〇年)、六〇—六四頁。
- (74) この認識に基づき、インドは公式地図を書き換え、マクマホン・ラインを完全な国境として描き、西部についてはアクサイチンをインド領内とした。
- (75) Cable to Indian Mission. Lhasa. 6 September 1952. *SMJN/SS/19*, pp. 651-652.
- (76) *Ibid.*, p. 652.
- (77) ネルーは人民解放軍侵攻時に中国に対して送った覚書において、チベットの自治権が中国の「宗主権」の枠組み内にあるとの認識を示していったらう。Mullik. *The Chinese Betrayal*, p. 65.
- (78) India and International Situation. Statement in the Parliament. 15 May 1954. *SMJN/SS/25*, p. 399.
- (79) Nehru to Panikkar. 20 November 1950. *SMJN/SS/15/Part II*, p. 350.
- (80) TPPRC. *Indian Parliament on the Issue of Tibet, Lok Sabha Debates, 1952-2005* (Tibetan Parliamentary and Policy Research Centre, 2006), p. 9.
- (81) *Ibid.*, pp. 8-9.

- (82) In the Lok Sabha 17 March 1959, *SWJN/SS/47*, p. 442.
- (83) 落合『チベットと中国・インダ・国連』一〇四頁。
- (84) Talk with Chou En-lai—1. 31 December 1956 and 1 January 1957, *SWJN/SS/36*, p. 598.
- (85) To Chief Ministers, 25 March 1959, *SWJN/SS/47*, p. 8.
- (86) この時、パニッカルを通じてネルーからチベット政府への援助の申し出があったという。しかし、これをチベット政府に伝達しても全く応答が得られず、早期における支援の要請に失敗した。トンドゥップはこのチベット政府の対応の遅れを批判している。Gyalo Thondup et al, *The Noodle Maker of Kalimpong* (Public Affairs, 2015), pp. 89-93.
- (87) チベット政府の元蔵相であったが、一九五〇年からインドのカリンポンに移っていた。 *Ibid.*, pp. 148-149.
- (88) カリンポンにいたチベットの政府高官であり、当時シッキムにおいて保管されていたチベット政府の金塊の管理の業務を担当していた。 *Ibid.*, p. 149.
- (89) Mullik, *The Chinese Betrayal*, p. 180.
- (90) *Ibid.*, p. 180.
- (91) *Ibid.*, pp. 180-181.
- (92) *Ibid.*, p. 181.
- (93) 一点目に、チベット難民がインドに自由に入国することの許可、二点目に、所得税等の免除、財産のインドへの移動の許可、三点目に、印藏間の紐帯の永続の言明、四点目に、中国による十七か条協定の侵害に対する公での批判、五点目に、カリンポンにおけるタライ・ラマ一四世の買付使節団に対する中国の貿易代理との同等の地位の承認、以上の五点であった。 *Ibid.*, pp. 181-182.
- (94) *Ibid.*, p. 183.
- (95) Thondup, *The Noodle Maker*, p. 151.
- (96) 釈尊の教えを広め巡礼や霊廟の世話をすることを目的に設立された仏教組織。
- (97) シャーキヤによれば、この訪印はマハボテイ・ソサエテイからの招待であったことから、中国政府はチベット人の反中感情の扇動を回避するため、タライ・ラマ一四世に招待を断るよう圧力をかけることができなかったという。Shakya, *The Dragon in the Land of Snows*, p. 149.

- (98) Thondup, *The Noodle Maker*, pp. 157-158. なお、この計画についてはインド側の承諾を事前に得ていたというが、シッキム政務官のA.P. パンツ (Apa Pant) が承認したのみで、事前にネルー政権の承認を得ていたわけではなかったとみられる。
- (99) タライ・ラム『チベットわが祖国——タライ・ラム自叙伝』木村肥佐生訳 (亜細亜大学アジア研究所、一九八六年)、一六四頁。
- (100) 同右、一七三頁。
- (101) Talks with Chou En-lai—IV, 1 January 1957, *SWJN/SS/36*, p. 618.
- (102) *Ibid.*, p. 619.
- (103) Shakya, *The Dragon in the Land of Snows*, pp. 155-159.
- (104) Entry of Khampa Rebels into India, 5 October 1958, *SWJN/SS/44*, pp. 570-571. なお、ネルー政権はプータン政府に対しても同様の措置を必要と助言していた。
- (105) Note to S. Dutt, 13 January 1958, *SWJN/SS/41*, p. 671.
- (106) *Ibid.*, p. 671.
- (107) *Ibid.*, p. 671.
- (108) タライ・ラム『チベットわが祖国』、一三三-三四頁。
- (109) In the Lok Sabha, 17 March 1959, *SWJN/SS/47*, p. 442.
- (110) 一九五九年三月一九日、インド領事館に約五〇〇〇人のチベット人女性が押し寄せ、インド、ネパール、プータン、ラダック地方の諸政府に対し、中国の司令部に向かうのに同行するよう依頼した。領事館にいたS・L・チツバア (S. L. Chibber) はこれを退けたが、インド政府に対してラサの現状の報告をするよう懇願されていた。Editorial note, *SWJN/SS/47*, p. 11.
- (111) 平和共存五原則を指す。
- (112) In the Lok Sabha: The Situation in Tibet, 23 March 1959, *SWJN/SS/47*, p. 458. このようにネルーが発言した後「そしてそれは破られたのだ」との野次が飛んできた。
- (113) To Chief Ministers, 25 March 1959, *SWJN/SS/47*, p. 11.
- (114) To Vijaya Lakshmi Pandit: The Situation in Tibet, 26 March 1959, *SWJN/SS/47*, p. 459.

- (115) *Ibid.*, p. 459.
- (116) Lok Nayak Jaya Prakash Narayan on Tibet. Statement from Patna. 27 March 1959, *Indian Leaders on Tibet*, pp. 18-19.
- (117) Shakyra, *The Dragon in the Land of Snows*, p. 214.
- (118) この道路の建設は一九五一年から着手されており、インド軍司令部および外務省は情報局の報告を通じて把握しつつあり、その戦略的含意を汲み取っていなかったため中国政府からの報告を受けるまで静観していた。Mullik, *The Chinese Betrayal*, p. 199.
- (119) Editorial note, *SWJN/SS/45*, p. 697.
- (120) Mullik, *The Chinese Betrayal*, pp. 234-235.
- (121) To Chou En-lai, 14 December 1958, *SWJN/SS/45*, pp. 702-706.
- (122) International Situation—II, Extracts from a speech in the Lok Sabha. 20 August 1958, *SWJN/SS/43*, p. 440.
- (123) To Chou En-lai: Indo-Tibetan Border. 22 March 1959, *SWJN/SS/47*, pp. 451-454.
- (124) Editorial note, *Ibid.*, p. 470.
- (125) チベット反乱におけるアメリカの関与と「ジョン・ケネディ」 John Kenneth Knaus, *Orphans of the Cold War: America and the Tibetan Struggle for Survival* (Public Affairs, 1999).
- (126) Foreign Office China to Counsellor, India, 10 July 1958, *SWJN/SS/48*, pp. 562-564.
- (127) Adjournment Motions, 30 March 1959, *TPPRC, Indian Parliament on the Issue of Tibet, Lok Sabha Debates, 1952-2005*, pp. 20-21.
- (128) Adjournment Motions, 30 March 1959, *Ibid.*, p. 21.
- (129) *Ibid.*, p. 25
- (130) *Ibid.*, p. 26.
- (131) *Ibid.*, p. 24.
- (132) *Ibid.*, p. 23.
- (133) Refugees from Tibet, 30 March 1959, *Ibid.*, p. 27.
- (134) *Ibid.*, p. 28.

- (135) インド、北東に位置するメーガーラヤ州の州都。
- (136) Statement Re: The Dalai Lama, 3 April 1959, TPPRC, *Indian Parliament on the Issue of Tibet, Lok Sabha Debates, 1952-2005*, p. 45.
- (137) Thondup, *The Noodle Maker*, p. 187.
- (138) Statement Made by Prime Minister Jawaharlal Nehru in the Lok Sabha on the Situation in Tibet on 27 April 1959, *Tibet Documents*, p. 2.
- (139) The Chargé in India (Steere) to the Secretary of State, 10 July 1951, *Foreign Relations of the United States, 1951, Korea and China, Volume VII, Part II*, Doc. 134.
- (140) Statement made by the Chinese Ambassador to the Foreign Secretary, 16 May 1959, *Notes Memoranda and Letters Exchanged and Agreements Signed between the Governments of India and China, 1954-1959*, (External Publicity Divisions, Ministry of External Affairs, 1959), p. 74.
- (141) GOI Regrets Discourtesy to Mao's Portrait, Note of the Government of India, 30 April 1959, *SWJN/SS/48*, pp. 596-598.
- (142) Vijaya Lakshmi Pandit to Nehru, 9 April 1959, *SWJN/SS/48*, pp. 587-588.
- (143) Statement Made by Prime Minister Jawaharlal Nehru in the Lok Sabha on the Situation in Tibet on 27 April 1959, *Tibet Documents*, p. 5.
- (144) *Ibid.*, p. 8.
- (145) *Ibid.*, pp. 5-6.
- (146) "The Dalai Lama's Press Statements, Statement Issued at Tezpur, 18 April 1959". 上の史料の全文は、ナグパー史研究センターホームページ (Claude Arpi) のホームページに掲載されている。 <http://www.archive.claudearpi.net/maintenance/uploaded_pics/590418_Tezpur_Statement.pdf> (最終閲覧日二〇二一年一月一日)。
- (147) Statement made by the Chinese Ambassador to the Foreign Secretary, 16 May 1959, *Notes Memoranda and Letters Exchanged and Agreements Signed between the Governments of India and China, 1954-1959*, p. 74.
- (148) この点については、マックスウェルが指摘している。声明の中では、ダライ・ラマ一四世がインドに入った地点に関して、東部国境マクマホン・ラインの北方に位置するキンゼマニと記されていたが、この地点については、印中間においてだけ

なく、印蔵間でも領有についての論争があった。そのため、マックススウェルは、ダライ・ラマ一四世が自らの起草によってこのような言及をするとは考え難いと疑義を唱えている。マックススウェル『中印国境紛争』、二二八―二二九頁。

- (149) Statement made by the Chinese Ambassador to the Foreign Secretary, 16 May 1959, *Notes Memoranda and Letters Exchanged and Agreements Signed between the Governments of India and China, 1954-1959*, p. 74.
- (150) *Ibid.*, p. 74.
- (151) In the Rajya Sabha: The Dalai Lama, 20 April 1959, *SWJN/SS/48*, p. 461.
- (152) Talk with the Dalai Lama, 24 April 1959, *Ibid.*, p. 478.
- (153) 五月七日の書簡において、ダライ・ラマ一四世はネルー政権に中国に対してチベットからの人民解放軍の完全撤退を求めると依頼していた。Dalai Lama to Nehru, 7 May 1959, *SWJN/SS/49*, p. 664.
- (154) Note to the Foreign Secretary, 9 May 1959, *Ibid.*, p. 569.

藤岡 友理（ふじおか ゆり）

所 属 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程二年

専攻領域 国際関係史、インド外交史